

消防団員の懲戒処分について

更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第7条第3号により、令和8年10月7日付で次のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1 被処分者及び処分内容

所 属	更別消防団
職 位	団員
年 齢	30 歳代男性
処分内容	免職

2 処分年月日 令和8年 10 月 7 日

3 処 分 理 由

被処分者は、令和8年9月 24 日に村内において追突事故にあった際、長期にわたる無免許運転が発覚したものであり、団員としてふさわしくない非行があったため。

4 消防団長から

この度の行為につきましては、地域防災の要として村民の皆様の安全を守る立場であるべき団員が、このような事態を起こしたことは、不名誉な行為であり、村民の皆様の信頼を損なう事態を招いてしまったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、全団員に対し改めて地域防災の担い手としての自覚と法令遵守の徹底を指導し、村民に対する信頼を一日も早く回復するため、再発防止措置を徹底し、団員一人ひとりが自ら責務を自覚し、組織一丸となって消防団の任務に精励する所存でございます。

【問い合わせ先】

更別消防署(更別村役場総務課参事併任)

消防署長 小寺 誠

電話 0155-52-2201